

○焼津市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金交付要綱

平成21年3月25日告示第76号

改正

平成23年3月25日告示第91号

平成24年3月27日告示第82号

平成25年3月27日告示第90号

平成26年3月26日告示第68号

平成28年3月31日告示第71号

平成31年3月28日告示第70号

令和3年3月24日告示第63号

令和4年3月30日告示第74号

焼津市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、環境への負荷の少ない太陽光エネルギーの利用を促進し、地球温暖化防止に寄与するため、住宅用太陽光発電システム（住宅の内部で用いる電気を太陽光エネルギーから直接変換する機器及び変換された電気を供給するために必要な機器により構成される装置をいう。以下同じ。）、住宅用リチウムイオン蓄電池システム及びビークルトゥホームシステム（以下「V2Hシステム」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象機器)

第2条 補助金の交付の対象となる機器は、別表に掲げるもののうち未使用のものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 自ら居住する市内の既存住宅に補助対象システムを設置する者
- (2) V2Hシステムを設置する者にあつては、電気自動車又はプラグインハイブリッド車（その使用の本拠がV2Hシステムの設置場所と同じであるものに限る。以下「電気自動車等」という。）を保有するもの
- (3) 市税を完納している者

(補助額等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象システムの設置に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）とする。

2 補助金の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、補助対象経費の額を限度とする。

3 この要綱による補助金の交付は、補助対象機器ごとに1世帯につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象システムの設置に係る工事に着手する日までに住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象システムの設置に要する費用の内訳が記載された契約書の写し

- (2) 設置する補助対象システムの規格、形状、性能等が分かる書類
- (3) 補助対象システムの設置予定箇所の位置図及び現況写真
- (4) 蓄電池システム設置にあつては、常時太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できることが分かる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その旨を申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付することと決定するときは、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 交付決定を受けた日の属する年度の末日までに補助対象システムの設置を完了させること。
- (2) 交付決定を受けた日の属する年度の末日までに電力会社と電力受給契約を締結すること。

3 第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定を受けた者」という。）は、交付決定を受けた日以後に補助対象システムの設置に係る工事に着手するものとする。

(変更承認申請等)

第7条 交付決定を受けた者は、交付決定を受けた内容を変更又は中止しようとするときは、速やかに住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金交付変更（中止）承認申請書（第2号様式）を（変更の場合にあつては、住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金交付変更承認申請書に当該変更に係る第5条第1項各号に掲げる書類を添えて、）市長に提出しなければならない。

2 市長は、変更又は中止の承認をしたときは、その旨を交付決定を受けた者に通知する。

(完了報告)

第8条 交付決定を受けた者は、補助対象システムの設置が完了し、及び電力会社と電力受給契約を締結したときは、速やかに住宅用太陽光発電システム等設置事業完了報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象システムの設置に要した費用の領収書の写し
- (2) 補助対象システムを導入した住宅の全景写真
- (3) 補助対象システムの設置完了後の写真
- (4) 太陽光発電システム設置にあつては、電力会社と電力受給契約を締結したことが分かる書類
- (5) V2Hシステム設置にあつては、電気自動車等の自動車検査証の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助額の確定)

第9条 市長は、前条の報告があつたときは、速やかにその内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を交付決定を受けた者に通知する。

(補助金の請求)

第10条 交付決定を受けた者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに所定の請求書を市長に提出しなければならない。

(協力要請)

第11条 市長は、交付決定を受けた者に対し、発電量等のデータの提供その他の協力を求めることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行し、同日以後に設置の着工をする住宅用太陽光発電システムについて適用する。

附 則 (平成23年3月25日告示第91号)

この告示は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成24年3月27日告示第82号)

この告示は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成25年3月27日告示第90号)

この告示は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成26年3月26日告示第68号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第71号)

この告示は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成31年3月28日告示第70号)

この告示は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則 (令和3年3月24日告示第63号)

この告示は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

(施行期日)

この告示は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

別表（第2条、第4条関係）

| 補助対象機器 | 要件 | 補助金額 |
|-------------------|--|------------------------------|
| 住宅用太陽光発電システム | <ul style="list-style-type: none"> (1) 住宅の屋根等への設置に適しているものであること。 (2) 低圧配電線と逆潮流のある方式により連系しているものであること。 (3) ソーラーパネル（太陽電池モジュールをいう。以下同じ。）が、一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの又はそれに準じた性能を持つもののうち市長が認めるものであること。 (4) ソーラーパネルの合計出力が3kW以上であること。 (5) 電力会社と電力受給契約を締結するものであること。 | 50,000円。ただし、補助対象経費の額を限度とする。 |
| 住宅用リチウムイオン蓄電池システム | <ul style="list-style-type: none"> (1) 蓄電部がリチウムイオン蓄電池であること。 (2) 太陽光発電システムにより発電する電力を充放電し、蓄電池及び電力変換装置（インバーター、コンバーター、パワーコンディショナー等）で構成される一帯の装置であり、住宅部分に電力を供給できること。 (3) 蓄電容量が1kWh以上であること。 | 40,000円。ただし、補助対象経費の額を限度とする。 |
| V2Hシステム | <ul style="list-style-type: none"> (1) 一般財団法人次世代自動車振興センターにより補助対象設備とされ、又は一般財団法人CHAdeMO協議会により認証された物であること。 (2) 住宅用太陽光発電設備により発電した電力を電気自動車等に搭載された蓄電池に充電するとともに、分電盤を通じて当該充電した電力を住宅の内部で用いることができること。この場合において、接続する住宅用太陽光発電設備は既設又は新設を問わないものとする。 | 100,000円。ただし、補助対象経費の額を限度とする。 |

備考

住宅用太陽光発電システム、住宅用リチウムイオン蓄電池システム及びV2Hシステムを新たに設置する場合は、それぞれの補助金額の合計額とする。